

## 【羽咋市新婚世帯新居費用助成事業】

# 🌸 新婚生活を始める夫婦に

# 最大60万円を支給！！ 🌸

### 対象となる世帯

対象となる世帯は、次の条件を全て満たす世帯です。

- 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出した世帯
- 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに夫婦の少なくとも一方が転入した世帯
- 申請日時時点で夫婦とも39歳以下でかつ羽咋市に住民登録がある世帯
- 夫婦の令和7年分の所得の合計額が500万円未満の世帯  
※貸与型奨学金を返済している場合は令和7年中の返済額を所得から控除できます。
- 対象の住宅が羽咋市内の賃貸住宅であること
- 市税の滞納がないこと
- 自治体又は企業が開催する、ライフデザイン支援講座、プレコンセプションケアに関する講座、医療機関への妊娠・出産に関する相談、共家事・子育て講座を受講した方。  
※講座の受講については羽咋市こども課(0767-22-6914)にお問い合わせください。

### 対象となる経費

令和8年1月1日から令和9年3月31日までの  
転入にかかる

- 新規の住宅賃貸費用  
(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料のみ)
- 結婚に伴う引越し費用

### 助成額

夫婦双方が29歳以下

**上限 60万円**

夫婦双方または一方が30～39歳以下

**上限 30万円**

(婚姻日における年齢)

### 申請期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

### 提出書類

- 申請書 ● 婚姻届受理証明書(又は婚姻後の戸籍謄本) ● 夫婦の令和7年分所得証明書  
→(貸与型奨学金を令和7年中に返済した場合)返済したことがわかるもの  
→(結婚を機に転職・離職した場合)転職・離職した翌月の給与明細書、離職票  
→(住宅賃貸費用の場合)賃貸契約書の写し及び領収書の写し、  
→(勤務先から住宅手当が支給されている場合)住宅手当支給証明書  
→(引越し費用の場合)領収書の写し
- 口座が確認できるもの(預金通帳又はキャッシュカード)の写しなど
- 自治体又は企業が開催する講座の受講を証明するもの。

### 問合せ先

羽咋市役所 地域整備課 TEL:0767-22-1119